

令和元年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その6)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 145 号 議 案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 146 号 議 案	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	2

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の8 県土整備局関係の表49の項(3)中「掲げる建築物の部分」の次に「（共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）」を加え、同項(3)イ中「（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下同じ。）」を削り、同表50の項(3)中「掲げる建築物の部分」の次に「（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）」を加え、同表52の項(3)及び53の項(3)中「掲げる建築物の部分」の次に「（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）」を加え、同表56の項(2)ア中「いう」の次に「。ただし、共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く」を加える。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

令和元年12月5日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

<p>8 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）第3条第2項の規定によりその例によることとされる動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）第1条の規定による改正後の法（以下この項において「新法」という。）第26条第1項又は同令第3条第5項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により読み替えられた新法第26条第1項の規定に基づく特定動物が交雑することにより生じた動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定動物が交雑することにより生じた動物の飼養又は保管の許可申請手数料</p>	<p>33,390円</p>
---	---	----------------

附 則

この条例は、令和2年3月2日から施行する。

令和元年12月5日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正等に伴い、特定動物が交雑することにより生じた動物の飼養又は保管の許可申請手数料を新設するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。